

小6 社会 政治 一問一答（20問） 版Aの答え

※ 漢字でもひらがなでも正解です。答えの下の（ ）内の言い方でも正解です。

問いの答えを、右の欄に書きましょう。

- | | |
|---|---------------------------|
| (1) 日本の平和と安全を守り、大きな災害のときには救助や支援の活動も行う組織を何というか | 自衛隊 |
| (2) 戦争を放棄し、戦力を持たないことを定めた憲法の条文は第何条か | 第9条
(9条・第九条 でも正解) |
| (3) 日本国憲法が施行されたのは西暦何年か | 1947年
(昭和22年 でも正解) |
| (4) 日本国憲法で、日本国と日本国民統合の象徴と定められているのはだれか | 天皇 |
| (5) 国会が決める、国の1年間のお金の集め方と使い方の計画を何というか | 予算 |
| (6) 国会の二つの議院のうち、解散がないのはどちらか | 参議院
(参院 でも正解) |
| (7) 内閣総理大臣と国务大臣が集まって、政治の進め方を話し合う会議を何というか | 閣議 |
| (8) 法律や予算にもとづいて、実際に政治を行う仕事を漢字二字で何というか | 行政 |
| (9) 内閣の最高責任者で、国会議員の中から国会が指名する人を何というか | 内閣総理大臣
(首相・総理大臣 でも正解) |
| (10) 国会が決めた法律や予算にもとづいて、実際に国の政治を行う機関を何というか | 内閣 |
| (11) 内閣総理大臣が国务大臣を選んで決めることを漢字二字で何というか | 任命 |
| (12) 裁判は原則としてだれでも見ることができる。このことを「裁判の何」というか | 公開 |
| (13) 地方裁判所の判決に不服があるときに、次に訴える裁判所を何というか | 高等裁判所
(高裁 でも正解) |
| (14) 衆議院が「今の内閣には任せられない」と決議することを何というか | 不信任
(内閣不信任・不信任決議 でも正解) |
| (15) 国の権力を立法・行政・司法の三つに分けて、別々の機関が受け持つしくみを何というか | 三権分立 |
| (16) 選挙で、選びたい候補者の名前を紙に書いて箱に入れることを何というか | 投票 |
| (17) 参議院議員や都道府県知事に立候補できるのは、何さいからか | 30さい
(30歳・満30さい でも正解) |
| (18) 災害などのときに、自分から進んで、お金をもらわずに人を助ける活動をする人を何というか | ボランティア |
| (19) 大きな災害が起きたときに、市や県・国が設置して救助や復旧の指揮をとる組織を何というか | 災害対策本部 |
| (20) 市や都道府県が、法律の範囲内で独自に作るきまりを何というか | 条例 |